

上越市立柿崎小学校 いじめ等防止基本方針

はじめに

「いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）は、どの学校、どの学級、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、毎日楽しく安心して学校生活を送ることができることを願い、『上越市立柿崎小学校いじめ防止基本方針』を策定した。

1 基本的な方針

（1）「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条、新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条を参照）

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ類似行為」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」をいう。

（2）いじめ等が「解消している状態」とは

いじめ等が「解消している状態」とは、少なくとも、3か月以上心理的又は物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。ただし、いじめの被害が重大な場合は、より長い期間を設定する。

（3）本校の基本姿勢

いじめ等は、いじめ等を受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめ等は、いつでも、どこからでも、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性もはらんである。そこで、次のような基本姿勢のもと、学校の内外を問わず、いじめ等の問題の克服に向けて、組織をあげて取り組む。

- 学校、学年、学級に、いじめ等を絶対に許さない雰囲気を作る。
- いじめ等の未然防止・早期発見・即時対応に努める。
- 「柿崎小学校いじめ等対応マニュアル」にそって適切に対応する。
- いじめ等の兆候や児童の訴えを教職員は一人で抱え込まず、組織的に対応することを共通理解する。
- 学校・家庭・地域、関係機関等との連携を深める。

2 いじめ等防止等のための取組

いじめ等未然防止といじめ等のない学校づくりを最重要課題とし、教育活動全体を通していじめ等問題を自分事として捉え、考え、議論する活動を行うことで、いじめ等を生まない学校・学年・学級をつくり、児童の心と感性を育み、思いやりや自尊感情・自己有用感の醸成、友達や教師との信頼関係の構築を大切にする。

（1）いじめ等の未然防止

- ① 充実した学校生活を実現する授業づくり・集団づくり（学級経営が大切）
- ② 「柿小よい子のせいかつ」を基本とした規範意識の育成（新年度に共通理解）
- ③ 生活目標についての取組と「心のあゆみ」による振り返りの実施

- ④ 全教育活動を通じた人権教育、同和教育、道徳教育の充実によるいじめ等を生まない人間関係づくり
(人権教育強調月間：11月)
- ⑤ 異学年交流活動等による思いやりの心や対人関係能力の育成(海っ子班の活動)
- ⑥ 中学校区「ハッピーなかま集会」への参加によるいじめ等問題に対する自主的な態度の育成
- ⑦ インターネットの適切な利用及びSNS等を通じて行われるいじめ等や情報モラルに関わる児童への指導及び保護者への啓発活動の促進
- ⑧ 小中連携による社会性の育成(柿崎中学校区生徒指導委員会が中心)
- ⑨ 学校基本方針やいじめ等防止等に関する取組の地域、保護者への説明・紹介(PTA 総会、家庭や地域との連携)
- ⑩ 保護者への啓発(我が子の前で他児童の批判をするなど、いじめ等を誘発・助長する可能性があるような言動をしない等)

(2) いじめ等の早期発見

- ① 早期発見・防止への基本姿勢の共有及び児童をみとる日々の観察・声掛け
(児童理解の会：週1回)
- ② いじめ見逃しゼロアンケートの実施と教育相談の設定(月に1回)
- ③ SOS ポストの設置(毎日放課後ポスト内を確認、匿名でも受け付ける)
- ④ スクールカウンセラー等との情報交換(学校訪問カウンセラー：毎週水曜日来校)
- ⑤ 家庭や地域との連携によるいじめ等のサイン・兆候のキャッチ(学期ごとの各種懇談会)
- ⑥ 管理職や担当への報告・連絡・相談の徹底
- ⑦ いじめ等に関する情報の記録

<学校におけるいじめ等のサイン例>

- ・急な体調不良 ・学用品の破損や落書
- ・特定児童の発言への失笑や目配せ
- ・特定児童からの忌避や逃避
- ・図工や書写等での衣服の過度な汚れ
- ・日頃交流のない児童との行動
- ・突然のあだ名 ・保健室来室の増加
- ・休み時間の遊びと称した嫌がらせ 等

<家庭・地域でのいじめ等のサイン例>

- ・登校しぶり ・感情の起伏の顕著化
- ・荒くなる金遣い ・体への傷やいたずらの痕跡 ・教師や友達への批判
- ・下校時に他の児童の荷物持ち
- ・公園や空き地でぼつんという
- ・コンビニ等でおごりの強要
- ・一人を取り囲む、こづく 等

(3) いじめ等への即時対応

- ① 対応マニュアルに基づく組織的な即時対応(いじめ等・不登校・問題行動・虐待等対策委員会等)
- ② いじめ等を受けた児童を守り通すという姿勢での対応(秘密厳守、不安の除去)
- ③ 事実関係・実態の迅速かつ正確な把握(複数体制による聞き取り、最優先で行う等)
- ④ いじめ等を受けた児童の保護・対応(本人の思いに寄り添ったていねいな対応、短期と長期対応)
- ⑤ いじめ等を行った児童への適切な指導(感情と行動、結果の認識を本人と共に進める。短期と長期対応。当該児童が抱える問題などにも目を向ける。)
- ⑥ その他の児童への適切な指導及び事後の対応(被害児童の思いを優先に考える。)
- ⑦ いじめ等を受けた児童・いじめを行った児童の両保護者への早期のていねいな対応(電話連絡、家庭訪問)
- ⑧ 児童の関係修復のための謝罪・和解の会等の場等の最善策の提示。
- ⑨ いじめ等解消(1 基本的な方針(2) 参照)は本人と保護者に確認した上で判断(いじめ等・不登校・問題行動・虐待等対策委員会で協議する。)
- ⑩ いじめ等の問題に関する資料を5年間保存(小中連絡会、転学時の引き継ぎでの情報提供)

3 重大事態への対処

＜重大事態と想定されるケース＞

ア 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童が相当の期間（30日を目安に）学校を欠席することを余儀なくされているとき
※体調不良で欠席の場合も、早い段階でいじめ等の悩みがないか確認する。

ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※ウの場合、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があるので、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断しない。

- ① 児童の緊急保護処置 関係者への緊急対応
- ② 市教育委員会への重大事態発生の速報 状況により警察への通報
- ③ 対応マニュアルに基づく組織的な即時対応（緊急対応会議等）
- ④ 事実確認等の調査組織の設置と調査の実施・記録
- ⑤ J A S T等の外部機関への協力要請と具体的対処

4 校内研修

- (1) いじめ等防止といじめ等対応に係る研修の実施
- (2) Q・Uアンケートの分析事例研修会

5 学校評価

- (1) 児童・保護者・教職員からの定期的な評価（1、2学期末）
- (2) 家庭や地域への、学校評価の分析結果やいじめ等の実態等の広報（学校便り、学校運営協議会）
- (3) 学校いじめ等防止基本方針に基づくいじめ防止・解消に向けた取組状況の評価（学校評価）

いじめ・不登校・問題行動・虐待等対策委員会設置

※問題行動発生時の対応図

